



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）（抄）</p> <p>目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進</p> <p>（1）空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却（基本的な施策）</p> <p>○地方公共団体と地域団体等が連携して空き家所有者のための相談体制を強化し、空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止、除却等を推進</p> <p>（2）立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進（基本的な施策）</p> <p>○空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進</p> <p>（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数</li> <li>・居住目的のない空き家数※</li> </ul> <p>※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家</p> <p>令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画（平成29年9月策定）】</p> <p>II. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）</p>				
	政策の達成目標	居住目的のない空き家数を400万戸程度におさえる（令和12年）				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td></td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間		同上の期間中の達成目標		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間					
同上の期間中の達成目標						
政策目標の達成状況	—					
有効性	要望の措置の適用見込み	—				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>空き家等の発生を抑制するための特例措置（所得税・個人住民税）</p> <p>空家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税等に関する所要の措置（固定資産税等）</p>				

	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○空き家再生等推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備総合交付金（令和5年度概算要求額〇〇百万円）の内数（P）</li> <li>・防災・安全交付金（令和5年度概算要求額〇〇百万円）の内数（P）</li> </ul> <p>○空き家対策総合支援事業（令和5年度概算要求額〇百万円）</p> <p>○空き家対策のモデル事業（令和5年度概算要求額〇百万円）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	地域の取組における自発的な空き家の活用等に対しては、空き家対策総合支援事業等によるその費用への補助等を通じて支援を行う。他方、本要望は居住の用に供する見込みのない等、一定の空き家については、その敷地に係る固定資産税を解除等することにより、空き家の適切な活用や管理、除却を促すことを目的としており、予算措置等との棲み分けがなされている。
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—